最終更新日：2017年6月29日

株式会社佐賀銀行
取締役頭取　陣内芳博
問合せ先：総合企画部　　TEL 0952-25-4555
証券コード：8395
http://www.sagabank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させ、お客様・株主様にとって、「なくてはならない銀行」であり続けるための最良なコーポレートガバナンスを実現することを目的とし、以下の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスに関する施策の実施と体制の整備に努めます。

⑴ 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
⑵ ステークホルダーである「地域社会」、「顧客および株主」、「従業員」の利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
⑶ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
⑷ 独立社外取締役および監査役並びに監査役会の活用により、取締役会の監督機能の実効性向上を図る。
⑸ 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）
株式の政策保有に関する方針、および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第5条（株式の政策保有に関する方針）および第6条（政策保有株式に係る議決権行使に関する方針）に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf）

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
関連当事者間の取引に関する手続等については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第7条（関連当事者間の取引）に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf）

【原則3-1】（情報開示の充実）
⑴「経営理念」および「経営の基本方針」を策定し公表しております。詳細は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/management.html）
また、「中期経営計画」についても策定し公表しております。詳細は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/20180328.pdf）
⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し公表しております。詳細は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf）
⑶ 取締役会が、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続については、本報告書【取締役報酬関係】に記載するほか、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第21条（経営陣の報酬等を決定するに当たっての方針・手続）に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf）
⑷ 取締役会が、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第17条（取締役候補および監査役候補の指名等に関する方針・手続）に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf）
⑸ 取締役候補者および監査役候補者の個々の選任理由については、当行ホームページに掲載しております定時株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/investors/pdf/20170602a.pdf）

【原則4-1-1】（取締役会の経営陣に対する委任の範囲）
取締役会の経営陣に対する委任の範囲と手続等については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第12条第3項（取締役会）に記載し、また、同基本方針の脚注4に、取締役会の専決事項および経営陣に対する委任の範囲を定めた規程の概要を記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf）

【原則4-8】（独立社外取締役の有効な活用）
取締役会の監督機能強化や取締役会における意思決定の公正性・客観性の向上を図る目的で、独立社外取締役2名を選任しており、当該独立社外取締役は取締役会等において、経験識見等に基づく中立的な意見を表明しております。なお、取締役会の構成の考え方等については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第12条第4項および第5項（取締役会）に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf)

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
社外役員(社外取締役、社外監査役)候補者については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当行が定める「独立性判断基準」に則って選定しております。「独立性判断基準」の詳細については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の脚注5に記載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf)

【原則4-11-1】(取締役会全体のバランス、多様性及び規模の考え方)
取締役会の構成や取締役会全体のバランス、多様性及び規模の考え方等については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第12条第4項および第5項(取締役会)に記載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf)

【原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)
「定時株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」、「株主総会参考資料」において、取締役および監査役の重要な兼職の状況を開示しております。なお、本報告書提出日現在において、当行の取締役および監査役の他の上場会社の役員等の兼任について、該当事項はありません。

【原則4-11-3】(取締役会全体の実効性に係る分析・評価、評価結果)
取締役会全体の実効性確保のため、取締役会において取締役の職務執行状況はじめ取締役会の実効性に係る分析・評価を実施しております。なお、平成29年3月の取締役会において、平成28年度の分析・評価を実施した結果、実効性が十分に確保されていることを確認しました。

【原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
取締役・監査役に対する研修機会の提供・費用の支援等に係る方針については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第22条(取締役および監査役のトレーニング)に記載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf)

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第23条(株主との建設的な対話の促進)に記載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.sagabank.co.jp/outline/governance.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	7,969,080	4.65
佐賀銀行行員持株会	6,381,619	3.72
株式会社十八銀行	5,223,000	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,973,000	2.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,953,000	2.30
日本生命保険相互会社	3,806,060	2.22
株式会社肥後銀行	3,479,592	2.03
株式会社福岡銀行	3,075,260	1.79
住友生命保険相互会社	2,813,000	1.64
株式会社西日本シティ銀行	2,794,797	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業

直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村務	学者											
古舘直人	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村務	○	元大学教授	元長崎県立大学経済学部教授としての幅広い知識、経験を有しているため、社外取締役に選任しています。 また、当行と特別な利害関係がないため独立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員として選任しています。
古舘直人	○	日本銀行OB	元日本銀行に勤務されていたことから金融機関に関する専門的な知識、経験等を有しているため、社外取締役に選任しています。 また、当行と特別な利害関係がないため独立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査状況の説明を受け、相互に意見交換を行うなど緊密な連携を保っています。
また、監査役は内部監査部門と定期的に意見交換会を開催し、監査役の業務監査が効率的に行えるよう、監査役は適宜必要な情報を内部監査部門に求めることができる体制としています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
臼井俊雄	その他													
鬼﨑昭宣	その他													
井寺修一	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
臼井俊雄	○	大蔵省ＯＢ	行政面からの金融機関に関する知識が豊富であるため社外監査役に選任しています。 また、当行と特別な利害関係がないため独立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員として選任しています。
鬼﨑昭宣	○	佐賀県OB	行政および金融面に関する知識、経験が豊富であるため、社外監査役に選任しています。 また、当行と特別な利害関係がないため独立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員として選任しています。

井寺修一	○	弁護士	法的専門知識が豊富であるため、社外監査役に選任しています。 また、当行と特別な利害関係がないため独立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員の業績向上と企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識をより高めるため、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役を、ストック・オプションとしての新株予約権の付与対象者としております。監査役及び社外取締役については、その独立性・中立性を確保する観点から、対象者としておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における当行の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。
取締役(社外取締役を除く)13名に対する年間報酬等の額　260百万円
監査役(社外監査役を除く)1名に対する年間報酬等の額　21百万円
社外役員5名に対する年間報酬等の額　18百万円
上記につきましては、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の取締役の報酬については、役位に応じて定額で支給する「基本報酬」、当行の業績等を勘案して支給する「賞与」、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「株式報酬型ストックオプション」にて構成しております。
なお、社外取締役及び監査役の報酬については、独立性確保の観点から定額で支給する「基本報酬」のみとしております。

当行の取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。
なお、各取締役の報酬額は上記限度額の範囲内で取締役会にて決定しております。また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役に対しては、取締役会開催前に担当部署による議案内容の事前説明や各種情報提供を行い、社外監査役に対しては、監査役会にて常勤監査役が事前に議案説明を行うなど、社外取締役及び社外監査役の職務遂行をサポートする体制を整備しています。
・社外監査役を含め監査役・監査役会を補助する組織として、監査室を設置し、専任のスタッフを配置しています。
・社外監査役へは、監査役会開催時などに必要な情報について報告し、また、社外監査役からの調査依頼については、常勤監査役及び監査室

が対応しています。
なお、監査役会の開催は、毎月業務監査役会1回、定例監査役会1回を原則とし、必要ある場合は都度臨時監査役会を開催いたしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当行の取締役会は、取締役13名により構成され、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。また、社外取締役2名を選任し、取締役会の監督機能強化や、取締役会における意思決定の公正性、客観性の向上を図っています。
当行は監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む4名からなる監査役会が、取締役の職務執行状況を監査し、助言を行っています。
また、当行及び当行グループに在籍経験のない社外取締役及び社外監査役が、独立した立場より当行の業務執行の監査・監督を行う体制とすることにより、コーポレートガバナンスの実効性と健全性の確保に努めています。
なお、当行の取締役は14名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めています。
当行では、急速に変化する経営環境に適切かつ迅速に対応していくため、また、業務執行が適正に行われるよう、取締役会等における審議の充実と意思決定の迅速化を図っています。
取締役会は、原則月1回開催され、法令等で定められた事項及び経営に関する重要事項について決定しています。また、業務執行取締役の位置付けを明確にし、その取締役会への報告を充実させるなど取締役会の機能強化を図っています。
取締役会より委任を受けた銀行の常務に関する事項については、頭取、専務取締役及び常務取締役により構成される常務会を原則週1回開催しており、迅速な意思決定を図っています。さらに、業務の推進状況や全行的なリスク管理状況について協議・検討を行う機関として、頭取、専務取締役、常務取締役及び社外取締役並びに関係部長により構成される経営会議(毎月)・コンプライアンス委員会(四半期毎)を開催するなど、コーポレートガバナンスの充実を図っています。また、取締役会はもちろんのこと、常務会など経営の重要な会議には監査役が出席し、「動態的監査機能」を充実させています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しています。
社外取締役には、取締役会の監督機能強化や、取締役会における意思決定の公正性、客観性の向上を、社外監査役には、監査体制の中立性及び独立性の向上を図る目的で、それぞれの経験・識見等に基づく中立的な意見の表明を期待して選任します。
また、当行は金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当行が定める「独立性判断基準」に則って、社外取締役および社外監査役を選任しております。
なお、当行は、社外取締役および社外監査役が、当行の業務執行の監督・監査を行うにあたり、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ることを目的とし、独立社外役員である社外取締役および社外監査役にて構成される「独立社外役員会議」を原則年2回開催しております。
これらの体制に基づき、独立性の高い社外取締役による経営監督機能や監査役・監査役会による監査機能を活用することにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保できるものと考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月の第88期定時株主総会におきましては株主総会開催日の21日前に招集通知を発送しております。 招集通知発送日：平成29年6月7日 株主総会開催日：平成29年6月29日
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、第88期定時株主総会におきましては、招集通知を株主宛発送日（6月7日）より前の6月2日より、東京証券取引所及び当行ホームページに掲載しています。
招集通知（要約）の英文での提供	東京証券取引所及び当行ホームページに掲載しています。
その他	株主総会において、事業報告のビジュアル化を実施しております。 当行ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、佐賀県と福岡県において、取引先や株主を対象として、決算説明および経営戦略に関する説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回、決算説明および経営戦略に関する説明会を東京にて開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料をホームページへ掲載しております。 （URL　http://www.sagabank.co.jp）	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営の基本方針」として、「地域社会の発展に奉仕する」・「顧客および株主の信頼に応える」・「従業員の福祉を向上させる」ことを掲げております。

その他	＜女性の活躍推進に向けた取組み＞ 　当行では、女性の仕事と家庭の両立支援を進めていく観点から、育児・介護休暇制度や短時間勤務制度、パートタイマーの正行員登用制度の導入・利用促進など、職場環境の改善・整備に取り組んでおります。平成27年4月には、人事制度改定により職能資格体系を見直し、これまで女性がその大多数を占めていた一般職を地域総合職へ移行し、地域総合職が総合職と同様の管理職ポストに就くことを可能としました。 　また、これまで支店長・役席など管理職への積極的な登用を行ってまいりましたが、これまで以上に幅広い分野で女性が能力を発揮できるよう、キャリア形成支援のための研修や各種制度の整備・改善に取組み、女性の活躍推進を進めてまいります。 　平成28年7月には、厚生労働省より女性の活躍推進が優良な企業として、佐賀県内企業では初めて、「認定マーク(愛称：えるぼし)」を取得いたしました。 　“ えるぼし ”の認定段階は、5つの評価項目(「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」)の基準を満たす項目数に応じて3段階あり、当行は、「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の4項目を満たしており、3段階中2段階目の認定を取得いたしました。 ※女性活躍推進法に基づき以下の通り「一般事業主行動計画」を策定しております。 （1）計画期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間） （2）数値目標　役職者以上（※）に占める女性の割合を15%とする 　【H28.3末　10.2%　、　H29.3末　11.6%】。 　　※役職者以上：管理職および部下を持つ役職者と定義します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．当行取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　法令等の遵守に係る「法令遵守の基本方針」・「法令遵守の遵守基準」・「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員が法令・定款および内規を遵守した行動をとるための行動規範を定め、法令・定款に違反する行為を未然に防止するよう努めています。
　また、コンプライアンスの確立・浸透・定着を目的に、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、経営管理部を担当部署としコンプライアンスに関する指導、教育等の実務を担わせています。
　さらに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で断固として対決し、関係遮断及び被害の防止のための体制整備に努めています。

2．当行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　取締役の職務執行に関する情報については、「取締役会規程」・「常務会規程」・「経営会議規定」・「文書管理要領」その他規定に基づき保存・管理しています。

3．当行の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
　「リスク管理方針」・「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに統合管理部署を経営管理部と定め、リスクを網羅的・総括的に管理しています。
　また、リスク管理状況については、経営管理部が定期的（四半期ごと）に取締役会に報告する体制とし、取締役会は問題点の把握と改善に努めています。

4．当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　中期経営計画、営業方針その他全行的な目標を定め、各部門が実施すべき目標や施策を明確にするとともに、「職務および権限規程」に基づいた職務分担・権限・執行方法を定め、また、取締役会等において定期的にその結果を把握し、改善を促すことにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現することとしています。

5．当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当行は健全且つ円滑なグループ経営の実現・維持を目的として「関連会社管理規程」を制定しています。
　当行のグループ会社に対しては、契約に基づく当行監査部による監査および当行より派遣するグループ会社の監査役による監査を実施するとともに、当行の監査役会による往査を実施しています。
　また、「関連会社代表者会」、「関連会社ヒアリング」等を通じて、各社の業績、要望・課題、内部統制システムの整備状況その他について把握すると共に、緊密な連携を図っています。
　これらの取組みにより、「グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」、「グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当行グループとしての適性性を確保しています。

6．財務報告の適正性を確保するための体制
　当行グループの財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切に運用しています。

7．当行監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室を設置し専任のスタッフを配置しています。当該専任スタッフは、監査役（会）の指示に基づき調査、情報収集を行いその結果を報告する等の監査業務の補助を行っています。
　また、当該専任スタッフの取締役からの独立性を確保するため、その人事異動・人事評価等については、事前に監査役会に意見を求め、これを尊重することとしています。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当行及びグループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査役に報告・通報するための体制
　当行取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、監査役へ報告することとしています。また、当行及びグループ会社の法令等違反行為や不正行為等につき、当行を含め各グループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」に基づき、当行グループの役職員から当行が設置する内部通報窓口(経営管理部、常勤監査役、行外受付窓口)に対し報告または通報を行う体制とし、報告・通報を受けた内部通報窓口は、当該事実を監査役に報告することとしています。
　さらに、監査役が、取締役会・常務会その他重要な会議に出席するなど常に当行の経営に係る重要な情報を把握できる体制としています。

（2）報告通報した者が当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当行及びグループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」では、当該報告・通報したことを理由として報告・通報者に対し、解雇・懲戒処分・降格・減給等不利益な処遇をしてはならないことを定め、警告・通報者の保護を図る体制としています。

9．当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　当行は、監査役（会）が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めたり、調査・鑑定等を委託した場合の所要の費用については、当行が速やかに支払うこととしています。

10．その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　代表取締役及び内部監査部門は、監査役会とそれぞれ定期的に意見を交換しています。また、取締役及び使用人は監査役会から報告を求められた事項について報告することとしています。
　さらに、経営の重要な会議には監査役の出席を認め、「動態的監査機能」を強化しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、経営管理部を対応統括部署と定め関係遮断及び被害の防止のための体制整備に努めています。
さらに、以下のとおり反社会的勢力への対応に関する基本方針を制定しております。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、被害防止のため組織として対応する体制を構築します。
2. 反社会的勢力による不当要求に備え、警察や弁護士等外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは取引関係を含め、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から必要な法的対応を行ないます。
5. 反社会的勢力に対する資金提供や事案を隠蔽するための裏取引は行ないません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

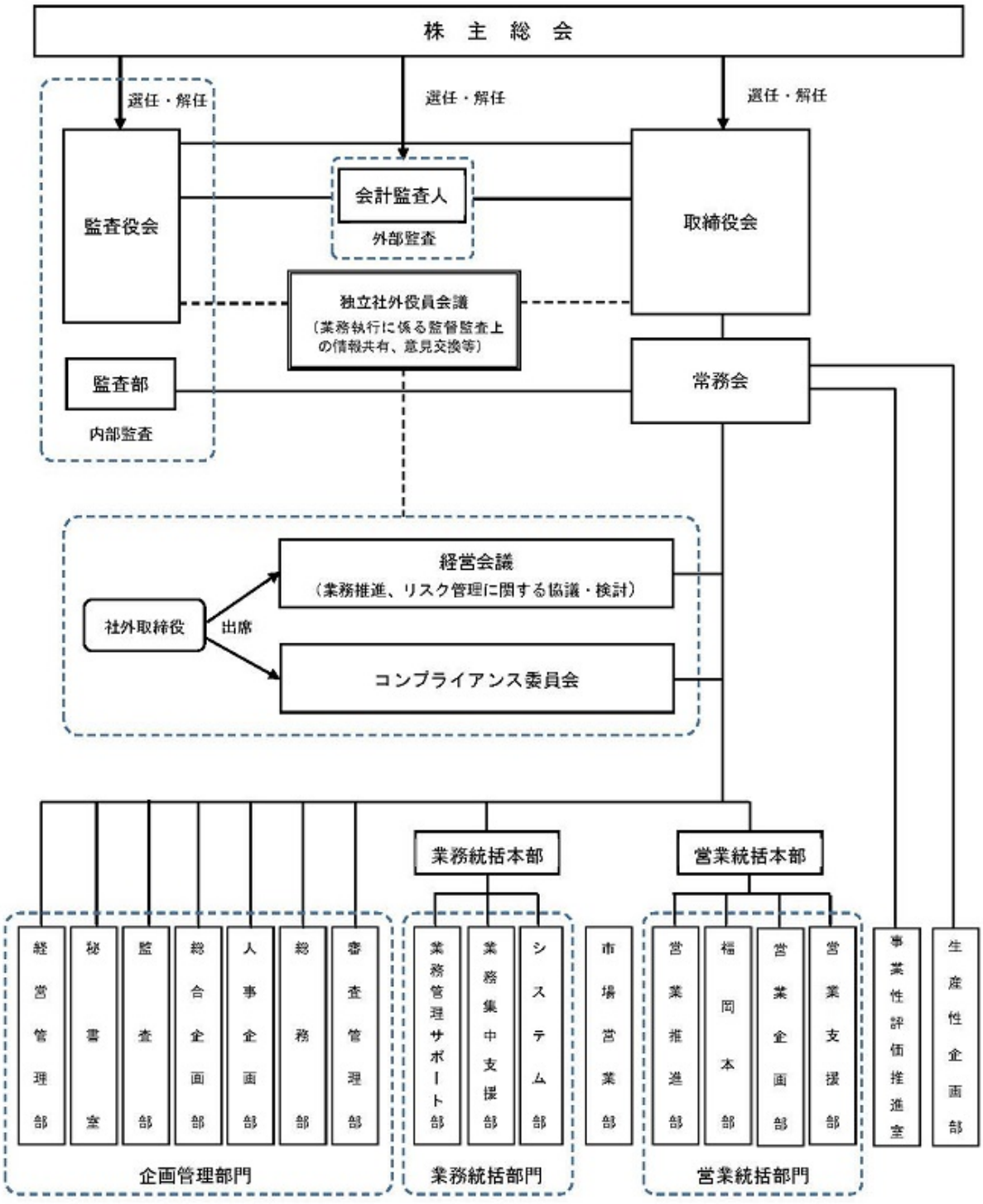
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

【参考資料：模式図】

＜コーポレートガバナンス体制の概要＞



＜適時開示体制の概要＞

当行の会社情報の適時開示に係る行内体制の状況は、下記のとおりです。

適時開示規則上開示が求められる会社情報に該当する決定事実及び発生事実に関する情報が認められた場合には、下図の体制で適切な開示措置を講じております。

